

十六輪中の社会生活

—聞き取り調査を中心に—

小倉正紀

1. はじめに

輪中堤防は、低湿地に住む人々が、自らの居住地や農耕地を、洪水の害から守るため、互いに協同して築いたものである。こうして囲まれた区域、すなわち、輪中の住民達は、築堤後も、築堤前以上に自然現象に対する共同の経済的利害関係によって結合し、より強固に組織されていくのである。さらに、隣接村落に輪中が形成されると、住民の心に対立意識と共属意識が芽ばえ、輪中民としての意識が深まる。このことは輪中集落の社会的結合形態を、より一層地縁化することになる。

ところで、十六輪中の場合には、どのように理解することができるであろうか。十六村には、むしろ、共属意識をより一層深める地理的要素があったといえよう。それは、十六村が、相川と大谷川に囲まれ、その遊水池に位置し、洪水時には、常に、どの近隣輪中とも利害関係をもたざるを得なかったことである。その対立抗争史¹⁾をながめても、十六輪中は、常に、周辺輪中村から訴えられる立場にしかなかった。

このような地理的・社会的環境にあった十六村は、どのようにして村落形成されたか。

そこでは、どんな組織が生まれ、どんな気風が育ったのか。

輪中社会の基礎となる家族相互の親族態様は、どのようであったのか。それが、輪中という地域社会の結合に、どのような影響を与えた

のか。

筆者は、以上の点に関心を持ち、十六輪中の調査をはじめた。課題の中心を、社会生活の実態に置いたため、住民に直に聞く方法をとった。

今回の調査は、十六町の皆さん方に、十分ご理解いただかなければ、進められることではなかった。幸いにして、十六町老人会の方がたの『十六昔ばなし』をお願いしたのが縁で、親しくしていただいた。また、十六町自治会長和田実氏には、多大のご便宜やご指導をいただいた。明記して心から感謝の意を表する次第である。

2. 十六輪中の村落形成・組織

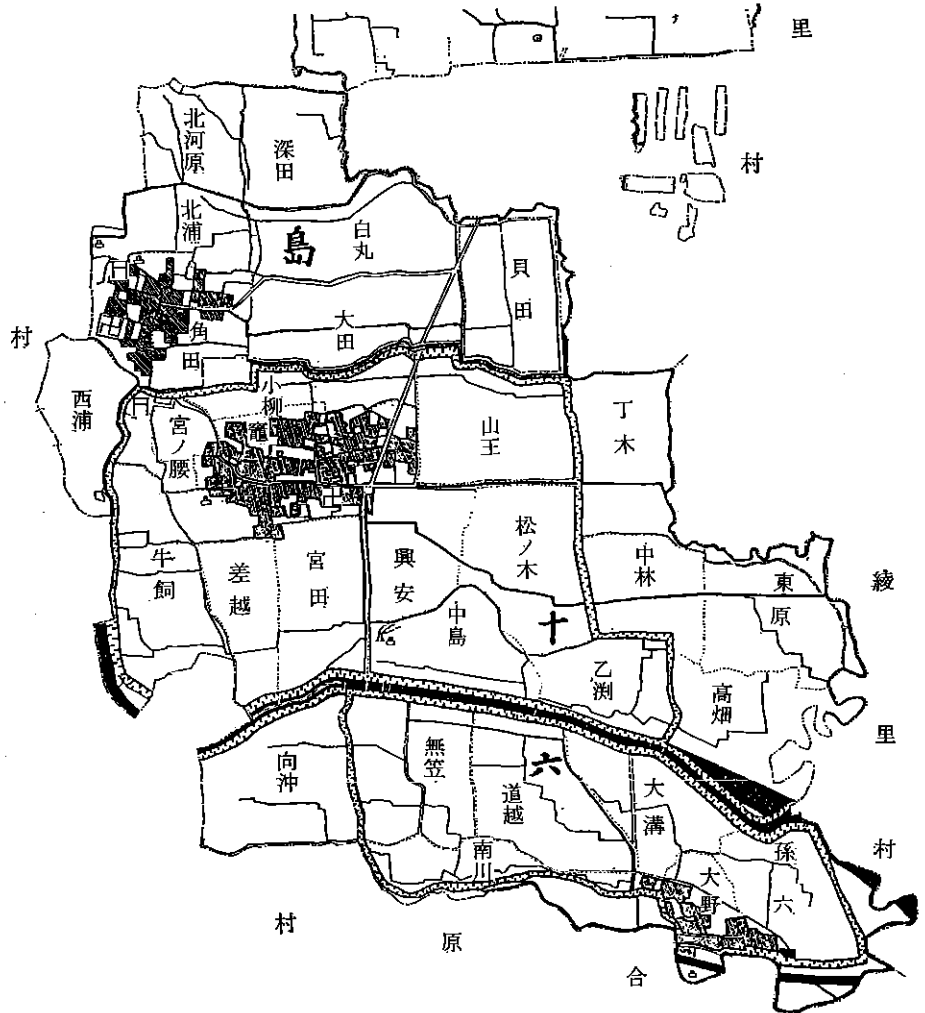
1) 村の歴史伝承

十六の村を西から南へ包みこむようにして相川が流れている。その上流、北西約4.5キロ離れて府中の村がある。大化改新以来、府中の村には、国府が置かれ、美濃一国の政治・文化の中枢地域が形成された。その後、この村では、人口が増加し、田畝が不足したため、農民は、開拓地を求めて東南に居住群を拡大していくことになる。

十六の村は、こうした社会・経済情勢の中で形成された村落である²⁾。

2) 中沢弁次郎・秋山亘士他『輪中聚落』14ページ、…古代における美濃文化の中心は西濃山麓地帯であった。大和民族の一群が、美濃に農耕地を求めて来住するや…不破郡宮代村の南宮山に、その祖神金山彦命を祀りて、東夷に対する城塞となし、府中村をその開発発展の根拠地とした。以降は、本文で引用している。

1) 岐阜経済大学地域経済研究会『地域経済』第2集、馬淵晏修・安田守「十六輪中の成立と現況」75～65ページ。



岐阜県不破郡荒崎村土地宝典 帝國市町村地図刊行会発行 (和田実氏所蔵)

図1 岐阜県不破郡荒崎村略図 1 : 8,000

このことは、村人が所属する檀家組織を調査するとうなづける。十六の人達から、宮代の願林寺、府中の真敬寺・浄林寺、荒川の勝光寺、関ヶ原の宗徳寺・法忍寺など、近隣の村々の寺名を聞くことができる。その他、滋賀県の長浜や福井県の坂井からの移住者もあるという。なお、在地寺(慶円寺・光照寺)とは、「庭参り」といって女性が月参りをし、本檀家を「男門徒」というのに対して、「女門徒」(準檀家)としての関係を結んでいる³⁾。そうしてできた村も、関

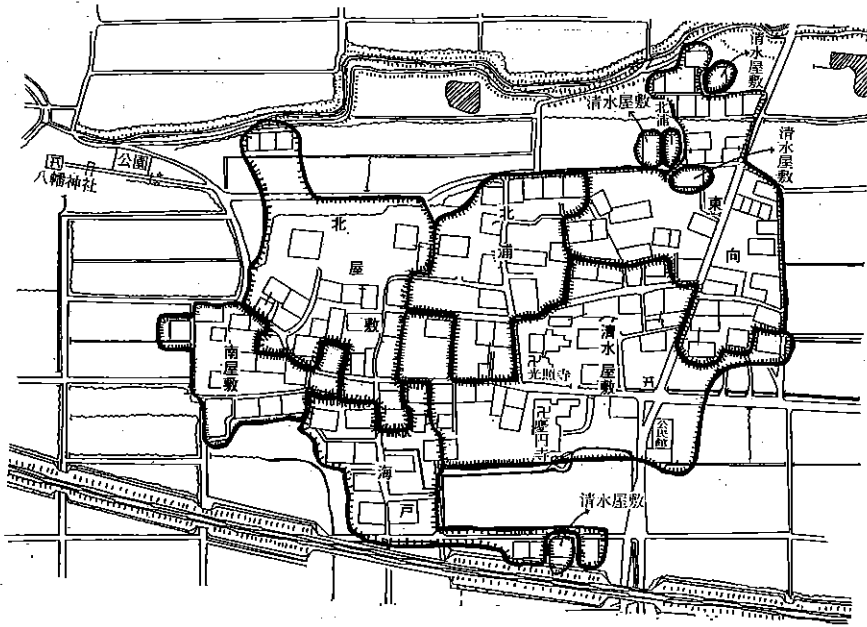
ヶ原合戦による敗北武士の落ち付き先となり、戸数も増えたと伝えられている⁴⁾。

2) 十六村の範囲と区分

十六村は、645年(大化改新)以後、1192年(鎌倉幕府成立)に至るまで、不破郡荒崎郷に属

3) 在地寺の檀家は、地主層と新家(分家のこと)が所属することになっているといわれている。

4) 後掲資料「十六輪中のくらし」2.十六村をつくった人々参照。



(和田実氏指示による)

図2 十六町瀬古割図

している。当時の地方は、国・郡・里に分けられ、1里の数が50戸で編成されていた。里は、715(霊亀元)年に郷と改められている⁵⁾。このことから、荒崎郷には数カ村が属したものと推定できる⁶⁾。したがって、十六村の規模は、それほど大きなものではなかっただろう。前にも述べたように、関ヶ原合戦後、戸数・人口ともに増加し、1700年代後半に戸数137戸、人口608人の村となったのである。

明治維新後、十六村は、幾度かの行政区分の変更にあい、1897(明治30)年に不破郡荒崎村の大字十六となり、図1に示す21の小字を有したのである。

大字十六は、支村に大野をもち、前者では小

字竈^{カマド}に、後者では小字大野に集落をなしている。なお、小字竈の集落は、6つの瀬古に区分され(図2参照)、それが、村の共同生活の基礎単位を構成している。

ここで注目すべきことは、小字名の竈である。家(いへ)は、竈(へ)を語源とする生活共同体なのである⁷⁾。十六輪中住民が、堤内で居住し、ともに洪水とたたかう。その根拠地となる字名が、輪中住民の共同意識を表現しているかのようなのである。

3) 輪中住民の共同組織・機能

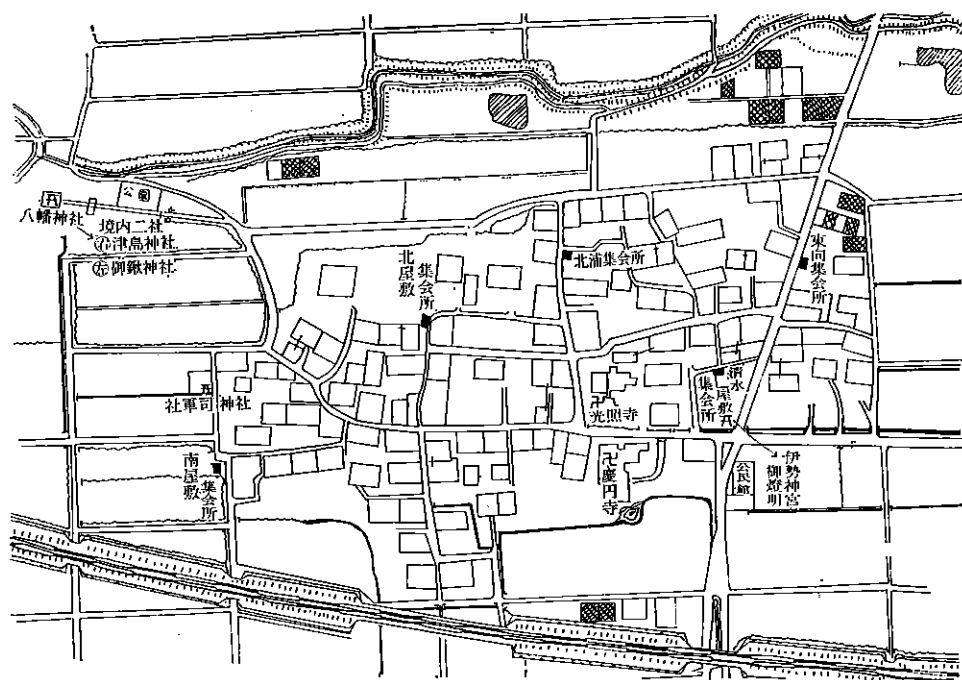
前項でみてきた不破郡荒崎村大字十六は、1953(昭和29)年、大垣市と合併することにより現在の十六町となった。

時代が経過しても、十六町の瀬古割制度は、町内の自治組織や運営にそのまま活用されている。そこでは、各瀬古単位の活動が尊重され、全体として十六町の運営に反映できる仕組みがつくられている⁸⁾。

7) 大竹秀男・牧英正編『日本法制史』青林双書、15ページ。

5) 渡辺佐太郎著『増訂我等の美濃史』58～59ページ、美濃国、上国、十八郡、百三十一郷、不破郡13郷(三桑・野上・高家・藍川・新居・遠佐・栗原・荒崎・真野・山本・有賣・文部・驛家)とある。『濃飛両国通史』上巻、206ページ。熊谷開作他編『日本法史年表』日本評論社、27ページ。

6) 『濃飛両国通史』上巻、213ページ、荒崎郷、十六・島・長松辺に新村名を立てて荒崎村という。これ復興なり。



注：■印は、比較的新しい時期の転入者

図3 瀬古集会所・転入者世帯図

図3に示す各瀬古ごとに建てられている集会所が、そのことを物語っている。各集会所は⁹⁾、広さは一定していないが、10畳から15畳まで位

の、いわゆる寄合場所として各瀬古内で自由に使用されている。なお、十六町公民館は、町内全体の行事や瀬古寄合以外の行事・催物などに使用されている。

8) 十六町自治会規約(抜粋)

第5条 この自治会に会長1人、理事10人以内をおき、その任期は2カ年とし、再任を妨げない。その理事の選挙区及び各選挙区の理事の定数は別表の通りとする。

【別表】大野2人、大野を除く各瀬古各1人、三建産業1、ツヤキン化学1人、計10人。

②理事のうち2名副会長、1名会計、2名監事とする。

第6条 ④理事は、理事会の構成員となり、自治会の基本方針を審議し、議決する。

第7条 自治会長及び理事は、総会において選任するものとする。ただし、事情により各選挙区から選任する理事は、各選挙区において選任することができる。

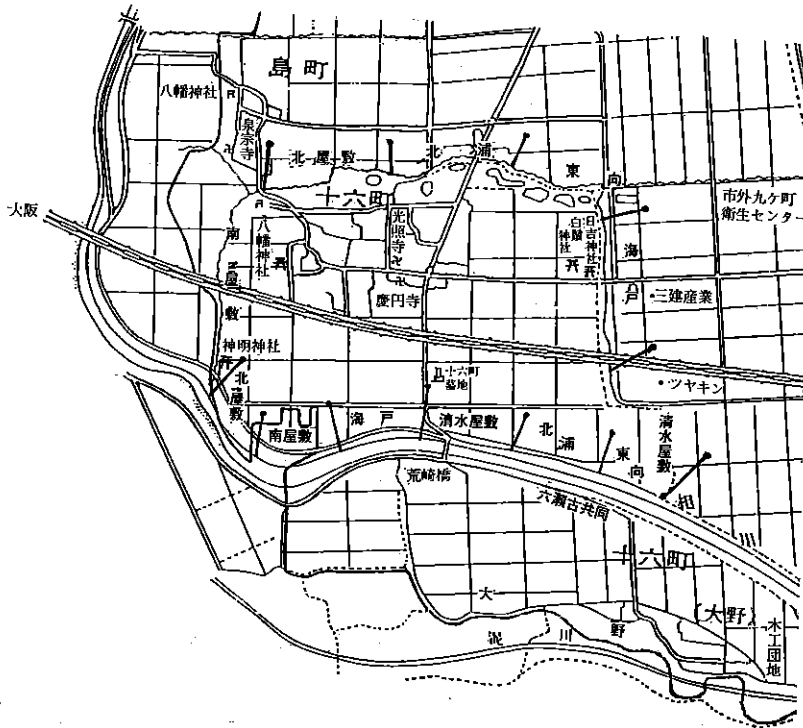
②自治会長は、理事を兼ねることができない。

③各選挙区において選任された理事は、総会の承認を得なければならない。

9) 集会所は、民地を借用し、各瀬古の構成員が負担し合って新改築を行っている。なお、この集会所の所有者は大垣市である。つまり、寄附採納扱いとされている。海戸と大野は、現在集会所を持っておらず、年行司宅で集会をしている。

また、町内および各瀬古の活動や諸行事を支えるのは、年行司¹⁰⁾の役目である。年行司は通常、主に神社の祭礼や諸行事のお手伝いをし、各瀬古2戸宛・1年任期・輪番制で勤めることになっている。ところが、災害(水害)が発生したとき、年行司には大切な任務が負わされている。それは、作業活動者(時には構成員全員)への炊き出しや非常食の供給である。

10) 年行司の仕事始めは、1月14日の左義長からで、翌年1月10日前後をもって交代する。任期を終えた年行司を下番、新しく引き受けることを上番という。年1度、「伊勢迎へ」行事を受けた代参者を正客に据え、上番・下番の交代式を行っている。各瀬古の葬儀・寄合の際の会食や茶の接待などすべての機会に取持ち役をする。〔「伊勢迎へ」について〕、以前は各瀬古から伊勢神宮への代参者が出されていたが、現在、海戸と大野が代表実施瀬古となっている。その代参者を村の入口で迎へる慣行が「伊勢迎へ」である。



(和田実氏指示)

図4 十六町丁場割図

4) 丁場割体制

各瀬古の組織・機能との関連で重要なのが、丁場割体制である。むしろ、これは、その根底にあるものといえることができる。

丁場割とは、輪中住民が各瀬古ごとに輪中堤防の受持ち区域を分担し、堤防の維持・管理をするための体制である。

その起源は、「庄屋嘉六郎は尾張藩の許可を受け村内大谷川沿いに重ね田畑を築くため村内各戸に丁場割を行」った¹¹⁾、といわれる1849(嘉永2)年である。以来、十六輪中民は、度重なる洪水とたたかひの過程で、輪中堤全体を共同して防備できる現在の体制へと、除々に整えてきたのである。

現在の丁場割体制をみると図4のとおりである。各瀬古の丁場は、一カ所に限定されること

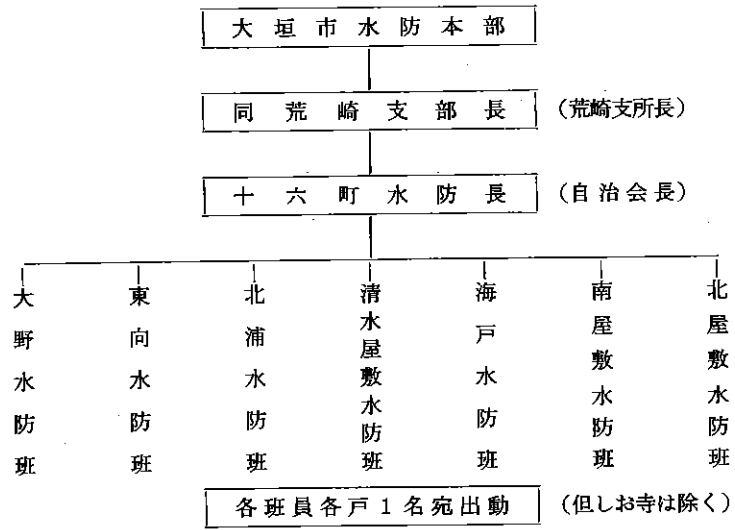
なく、各瀬古の動員数や緊急配備能力(距離)を考慮し、集中的かつ合理的に区分されている¹²⁾。丁場割は、図4のように、北・東・西堤防と南の相川に面する堤防とに大きく二区域に分けられ、それぞれの区域を瀬古単位で分担する方法をとっている。こうすることによって、各丁場をめぐっての輪中住民感情の対立を防ぎ、より完璧な防水対策ができるよう配慮されている。

ここで、丁場割による輪中住民の労働慣行についてみることにしよう。

輪中住民は、平常時には、「草丁場」¹³⁾といって、年に数回、各丁場の除草や「川ざらえ」¹⁴⁾作業をすることになっている。いうまでもなく、洪水など緊急時には、堤防の警戒(監視)や破堤防止作業を行うのである。その作業に

11) 岐阜経済大学地域経済研究所所報『地域経済』第5号、北山倅素作成「大垣市十六町年表」。

12) 大野は南の泥川の堤防を管理する。



注：規約により、自治会役員（理事）と水防係は各班に1名ずつ配置

図5 十六町水防体制組織図

は、各戸から1名（緊急時はそれ以上）、必ず男子が出ることになっている。なお、ここでは、一般的に他の町村で行われている、出不足料（不参加のための代償あるいは罰則金）取立て慣行はない。十六輪中にとって、堤防の維持・管理は、すなわち輪中住民全体の生活を守ることであり、その役目は男子の仕事なのである。したがって、男子の不参加は、考えられていないのだといわれる。

しかし、このような完璧とも思われる体制も、最近になって、「見直し」意見が出るようになった。各瀬古の人数に差ができたことと、

各丁場と瀬古の距離の遠近が主な理由だと聞く。けれども、この丁場割体制は、全く変更されない。このことについて、自治会長和田実氏は、「互いが譲り合うことは、全くない。むしろ、互いが牽制し合いながら共同利益を守ろうとしている。十六輪中住民の心の一端がそこにあらわれているのではなかろうか。」と話している。

5) 十六町の水防体制および出動体系

これまで形成されてきた村の制度や慣行は、現在の十六町の水防体制に、どのように生かされているのかを見ることにする。

図5に示されるように、十六町水防長である自治会長は、水防行政上、大垣市水防本部からの指揮・命令を受けることになっている。しかし、これまでに、一度も受けたことがないという。これは、それ以前に、十六町民が瀬古割制や丁場割制を活用し、緻密な水防体制や出動体系をつくりあげているからであろう。したがって、十六水防長は、現場の本部長として、最も重大な任務を負うことになる。

各水防班には、瀬古割制をそのまま採用し、その責任者として、自治会で選出した理事と水防係が1名ずつ配置されている（表1参照）。

13) 「堤防管理（除草）について」（十六輪中自治会長和田実氏提供資料）戦前の除草は、各農家の入札制度により、お互いに金銭を拠出して行うよう管理されていた。戦後、農業の機械化により、牛馬がいなくなり、草を必要としなくなった。ために再び「草丁場制」が復活した。「草丁場」は、お互いの強い牽制によるかなり厳しい義務付けによって除草管理がなされ、現在に至っている。なお、除草就労賃は大垣市より平方メートル単価で、24円が支払われている。

14) 「川ざらえについて」、年2回（4月日曜日、9月最終日曜日）行う。4月は農事用水や大雨のときの堰水防除のため、10月は、排水と河川・小さな溝の清掃にあたる。なお、相川の右岸堤防と左岸堤防の一部は、各瀬古が共同して除草作業を行っている。

十六輪中の社会生活（小倉）

表1 十六町水防出動体系

出動の段階	出 動	活 動 内 容
第一出動	自治会役員・水防議員の出動	十六町独自でとる体制（大垣市水防隊の指揮、命令と無関係）自治会長、各河川の増水量巡察。その後、自治会役員・水防議員を招集。
第二出動	各瀬古水防係の出動	第一出動後、関係河川（牧田川・揖斐川・水門川）の水位を重点調査。 自治会長、自治会役員と協議、第二出動決定。 相川、泥川、大谷川、上記関係河川の増水位により影響大。 水防係、各丁場巡視・警戒。 漏水個所の早期発見。
第三出動	各瀬古全戸総出	自治会長命令 1) 各瀬古、受持区域（各丁場）へ集合 2) 年行司、炊き出し準備（炊き出し米立替） 3) 大谷川水位、危険水位に達したとき、県道・市場の切開始

雨量の多いシーズンになると、水防長は、情報収集や近隣河川の水位検分を行う。その結果、各河川の増水量・今後の降雨量が増すと思料したとき、水防長は、第一出動をかけて自治会役員・理事や町選出の水防議員を招集する。招集されたメンバーは、牧田川・水門川・揖斐川の水量を重点に調査し、水防長を中心に今後の対策を協議する。そこで、今後の増水が見込まれると判断したとき、第二出動が要請される。第二出動によって各班の水防係が招集される。各水防係は、相川・大谷川をはじめ堤防隣接の小河川の巡回パトロールを行うほか、水位の上昇状況のチェックや漏水個所の発見に努める。警戒水位を突破したときには、「総出」といわれる第三出動が要請される。この要請によって、各戸の男子¹⁵⁾は、ショベルや懐中電灯・各班備付けの掛け矢¹⁶⁾を持って各丁場の警戒にあたる。

各丁場について男子は、漏水・溢水・破堤などによって堤内の湛水が開始¹⁷⁾しても、水防長の指示がない限り、丁場を離れることは許されない。各自が、持ち場を離れ、家財道具の片付けなどのために帰ることは、個人の利害に動かされることであり、堤防を守るという輪中共同体の使命を放棄することとされるからである。この情景の中でも、輪中住民は、輪中堤の存在意識を確認し、強固な連帯感と互いの牽制の下で堤防を守る努力をすることになる。

ところで、十六町では、従来から他ではみられないような、独特の破堤防止方法を編み出しているのので、例示しよう。

それは、堤防の漏水が開始したとき、漏水個所に畳を当てて漏水や破堤を防止する方法である¹⁸⁾。使用する畳は、お寺、公民館、各瀬古集会所の順で供出し、それでも不足するときは、各戸の畳を出すことにしている。

15) ここでも、必ず男子が出ることになっている。
緊急事態でもあるため、成年男子のいない場合は、小学生でも高学年位であれば出動メンバーの中に入れられる。中学生・高校生は、むろん動員体制の中に組み込まれる。

16) 「かし」などの丈夫な木で作った大型の槌。

17) 堤内への浸水がはじまると、寺の鐘を鳴らして、全町内に知らせる。

18) 1976年の西浦で堤防に穴があいたとき、10数枚の畳を使って破堤防止をしている。

表2 大垣市十六町世帯数及び人口数

年度・世帯数・人口(男・女)	1972年				1974年				1976年				1978年				1980年				1982年				
	世帯数	人口	男	女	世帯数	人口	男	女	世帯数	人口	男	女	世帯数	人口	男	女	世帯数	人口	男	女	世帯数	人口	男	女	
瀬古名																									
北屋敷	17	85	39	46	18	94	47	47	18	98	49	49	22	95	47	48	20	87	42	45	20	87	43	44	
南屋敷	12	68	28	40	12	68	28	40	12	68	28	40	12	63	26	37	12	61	26	25	12	59	27	32	
海戸	14	58	29	29	15	63	32	31	15	64	34	30	12	54	27	27	13	56	30	26	13	51	27	24	
清水屋敷	27	117	54	63	25	119	57	62	26	120	58	62	27	125	58	67	27	132	60	72	28	134	62	72	
北浦	15	72	33	39	15	73	35	38	15	70	34	36	15	69	32	37	15	113	56	57	15	107	55	62	
東向	17	90	43	47	21	104	52	52	25	106	53	53	26	106	52	54	28	114	54	60	27	106	49	57	
大野	23	111	49	62	24	113	48	65	24	113	53	60	24	106	51	55	26	113	54	59	27	120	59	61	
小計	125	601	275	326	130	634	279	355	135	639	309	330	138	618	293	325	141	676	322	354	142	664	322	342	
三建	14	43	22	21	14	33	18	15	11	30	17	13	} 52	68	47	21	32	32	25	7	19	19	15	4	
ツヤキン	30	38	25	13	35	49	31	18	40	50	29	21					13	22	13	9	8	11	6	5	
小計	44	81	47	34	49	82	49	33	51	80	46	34	—	—	—	—	45	54	38	16	27	30	21	9	
総計	169	682	322	360	179	716	348	368	186	719	355	364	190	686	340	346	186	730	360	370	169	694	343	351	

出所：「町内別世帯数及び人口数」大垣市荒崎支所（各年4月30日現在）

3. 十六輪中の家族と親族

1) 十六町の世帯数及び人口¹⁹⁾

十六町の世帯数及び人口は、表2のとおりである。

過去10年間、ツヤ金・三建産業を除けば、余り変動がない。とくに、南屋敷や北浦の世帯数は全く変動せず固定している。あえて変動した点をあげれば、東向や海戸に新築された転入世帯を迎えたことだろう（図3参照）。

人口については、男性より女性の方が常に30人から40人、多いときには50人程度上回っている（ツヤ金・三建は除く）。なかでも、南屋敷では、女性が常に10人前後上回っている。

一世帯当りの平均構成員は4.7人である。これは、現代の平均家族構成員数3.3人（同岐阜県3.7人）を、上回っている。

十六町の世帯別構成は、総世帯数が169で、ツヤ金・三建の34世帯と先に述べた転入新世帯

15および輪中生活を永年続けていると考えられる世帯135という内訳になる。²⁰⁾ 上記したことは、歴史的にみても、1700年代後半（寛政年間：1789～1800年）の人口608人・戸数137や1872（明治5）年の人口629（男318・女311）人・戸数139²⁰⁾とほとんど変わっていない。

このことについては、「一村一輪中という特殊な状況の中において、輪中内の可容人口が十六の人々に自ずと分かり、戸数も同じことから、分家の場合も他地域へ出ていったと考えられる²¹⁾」との推論がなされている。

2) 十六輪中の親族関係

前項でもみたように、十六輪中の戸数や人口は、200年近く、ほとんど変化していない。それでは、各家族が、どのようなつながりをもって輪中生活を営んで来たのであろうか。輪中生活における人間関係を知る手がかりとして、輪中民の親族関係に視点を置いて調査を試みた。

20) 岐阜経済大学地域経済研究会『地域経済』第2集、馬淵晏修・安田守「十六輪中の成立と現況」、56ページ。

21) 前掲書56ページ。なお、地理的にみても、堤内の東部や南部で家屋を構築することは不可能ではなからうかとの見方もある。

19) 「世帯」概念は、事実上居住を共にするすべての者（下宿人・間借人など）を含み、家族より広い概念であるが、ここでは十六町の人口規模の理解のために、荒崎支所の最近の資料を使った。

調査の方法は、「聞き取り」を中心に行った。なお、この種の調査は、調査地の村明細帳・検地帳・名寄帳などを手がかりに、家族状況を把握してから、進めるのが本来のやり方である。しかし、今回の調査では、時間的制約もあり、資料による検証ができなかった。したがって、この調査は、十分だとはいえないが、一定の成果を得ることができたので、それについて報告したい。

なお、この調査でいう「親族関係」とは、民法に規定する範囲より広く、直系・傍系親族のほか、姻戚関係も含め、親類・縁者といわれる範囲までをも対象としている。これは、生活共同体としての輪中社会が形成される過程を知る上で、各家族の横のつながりに注目したかったからである。また「通家」程度であったかもしれないが、「親戚筋にあたっている」と回答のあったものについても、一つの親族集団の中に含めた。

調査の対象は、大垣市の世帯主名簿（岐阜経済大学地域経済研究所が、1982年2月に行った「十六町住民調査」）をもとに、十六輪中に永年生活したと推測できる家族117戸にしばった。

① 姓（苗字）と親族関係

現在の十六町にある家族の苗字（以下「姓」と用いる）は、表3にあげるとおり32種類ある。一村一輪中で塊村型集落を形成する村落にとっては、いかなる意味を持つのか。以下、各家族の姓と親族関係について説明することにする。

十六輪中住民の親族関係は、図6に示すように、8つの集団に分けることができる。なお、㊸〔VI〕と㊹〔VII〕の集まりについては、一つの集まりのように見えるが、EfとGcの関係がGcの復氏により消滅するため二つの集まりに分けた。しかし、他の集まりと違って関連性が深いので、並列して図示した。㊺〔VIII〕・〔その他〕では、各々の集まりが単独なものばかりを集めた（㊸〔I〕から㊹〔VII〕の集まりとは、内容が異なる）。

各姓と親族関係の集まりとの関連は、次のように説明できる。

A姓は5種類（図6㊸〔I〕㊸〔VI〕㊸〔VII〕㊺〔VIII〕

表3 姓別構成

姓別(記号)	世帯数	備考
A 姓	21	10・2・5・3・1
B 姓	9	3・1・4・1
C 姓	8	3・1・4
D 姓	6	5・1
E 姓	6	3・3
F 姓	6	1・3・2
G 姓	6	1・1・4
H 姓	5	5
I 姓	5	5
J 姓	5	1・4
K 姓	3	3
L 姓	3	1・1・1
M 姓	3	3
N 姓	3	3
O 姓	3	3
P 姓	2	2
Q 姓	2	2
R 姓	2	2
S 姓	2	2
T 姓	2	2
U 姓	2	1・1
V 姓	2	2
W 姓	2	2
X 姓	1	—
Y 姓	1	—
Z 姓	1	—
β 姓	1	—
ひ 姓	1	—
㊸ 姓	1	—
㊹ 姓	1	—
㊺ 姓	1	—
計	32	117

注：ツヤ金、三建、荒崎木工、お寺、転入の各世帯は除外。

〔その他〕、B姓は4種類（図6㊸〔II〕㊸〔VI〕㊸〔VII〕〔その他〕）、C・F・G・L姓は3種類（Cが㊸〔II〕㊸〔III〕㊸〔VI〕、Fが図6㊸〔II〕㊸〔VI〕㊸〔VII〕、Gが図6㊸〔I〕㊸〔VI〕㊸〔VII〕、Lが図6㊸〔IV〕㊸〔VI〕㊸〔VII〕）に、そして、D・E・J・U姓は2種類の集まりに分けることができる。それ以外の姓は、一つの親族集団の中に入る。

このことは、それぞれの姓を有する家族が、その系統の種類だけ、別個に十六村へ移住してきたことを示している。それとは異なり、H姓

⑥〔I〕の集り

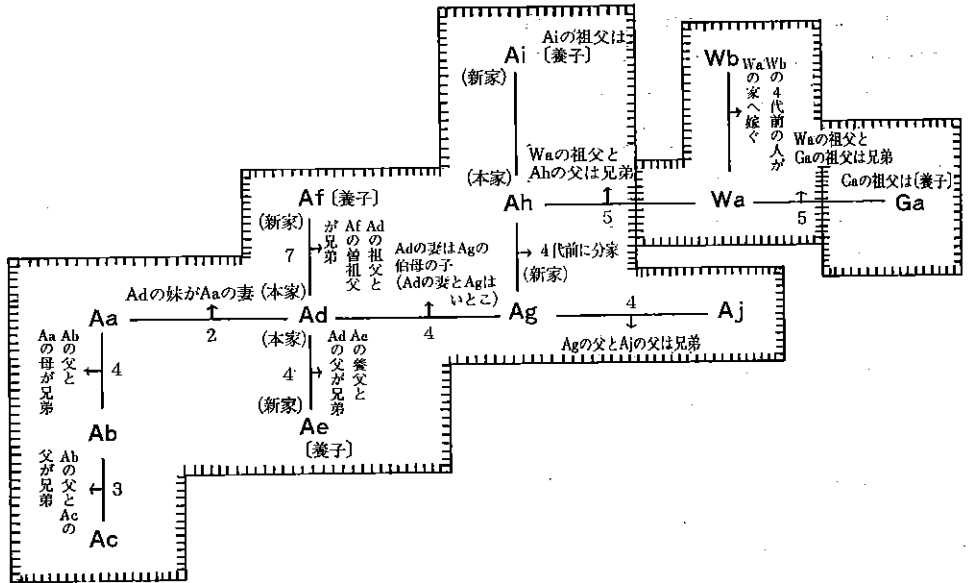


図6 親族関係図

やI姓の家族は、1つの親族集団を持ち、十六村で、本分家関係や血族関係を形成している。

② 各集まりの親族関係

それでは、各々の集まり(図6⑥〔I〕~⑧〔VIII])が、どのような関係なのか、その親族関係をたどってみることにする。

〔I〕の集まり(図6⑥)

Ab・Ad・Ahの先祖が、分家したり、他と姻族関係をもつことにより、親族関係を拡大している。AhとGa・Waの関係は、Ahの一世代前が血族関係であり、WaとWbは、4世代前に姻族関係にある。したがって、ここでは、Aa, Ab, Ad, Ah, Wa, Wb, Gaの7系統が基礎になっているといえよう。

〔II〕の集まり(図6⑦)

Ba・Bb・Bcは血族関係にあり、CaやQaは分家をしつつJa・Faと姻族関係にある。系統としては、6つに分けることができる²²⁾。しかし、親戚関係にあるだけといわれる部分が3カ所あるので、それより少ない系統であったとも考えられる。

22) Ca, Cd, Fa, Qa, Ja, Bbの系統。

〔III〕の集まり(図6⑧)

EaとTaの系統が中心に、Ceと姻族関係ができていて、6家族のうち、その半数までが、分家によってできている。EcとTaは、養子縁組による関係である。ここでは、4系統²³⁾に分けられる。

〔IV〕の集まり(図6⑨)

養子縁組や姻族関係でつながっているものの、各家族の親族系統は、それぞれ別個である。5系統²⁴⁾に分けられる。

〔V〕の集まり(図6⑩)

Jbの親族系統が中心で、McやJeと姻族関係を持ち、Jbを分家している。Ma・Mb・Mcは親戚関係に、MbとRaは姻族関係にある。6系統²⁵⁾の親族関係に分けることができる。

〔VI〕の集まり(図6⑪)

この集まりでは、さらに、7つの小集団があり、それを数家族の親族系統がつないでいる。

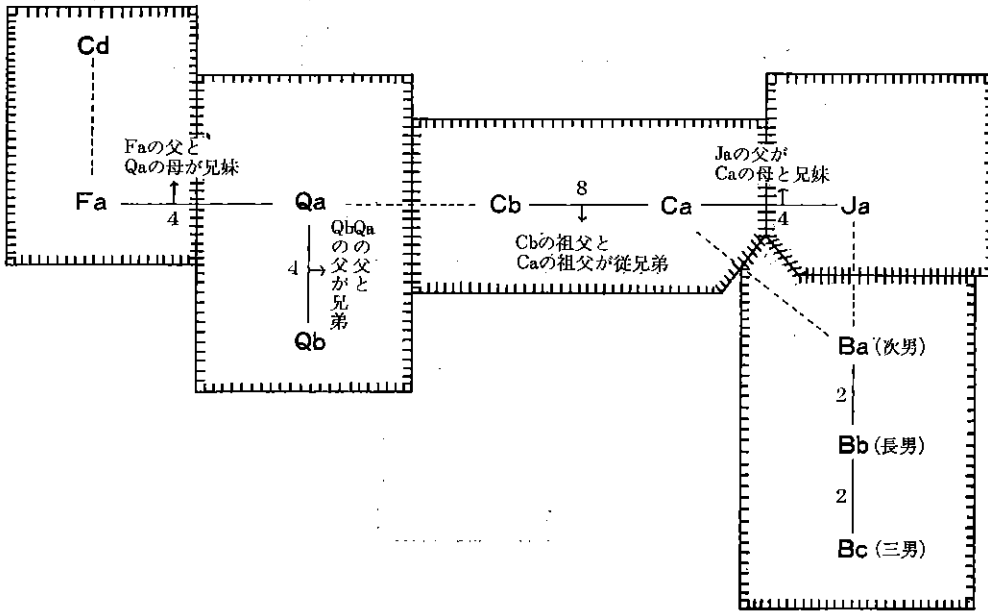
(i) Ha~Hbは、HcとHeを中心に分家、さらに、養子縁組や姻族関係で補いなが

23) Ce, Fa, Ta, Xの系統。

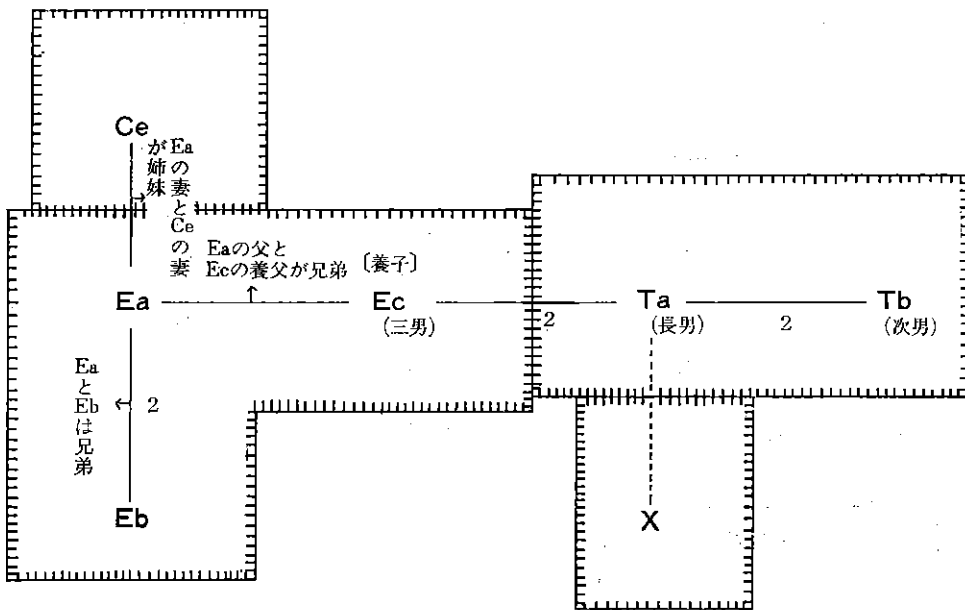
24) Db, Dd, De, Df, Laの系統。

25) Jd, Je, Ma, Mb, Mc, Rdの系統。

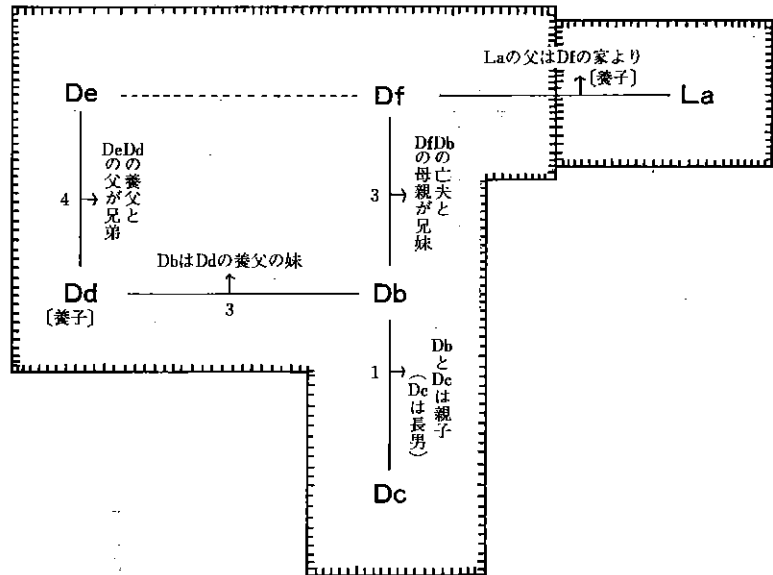
②〔II〕の集まり



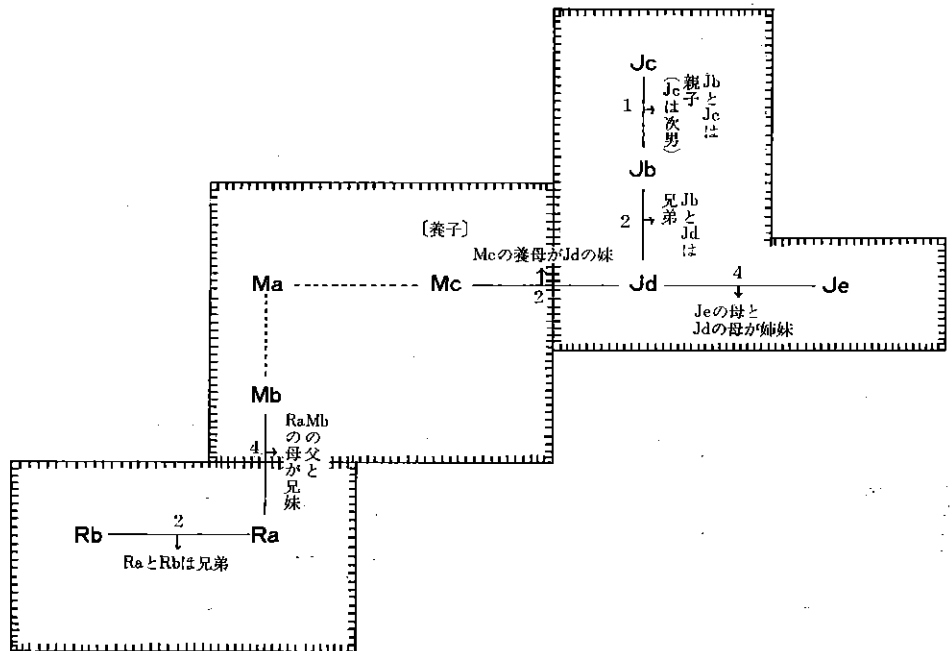
③〔III〕の集まり



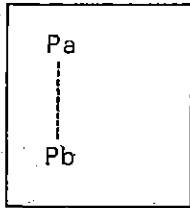
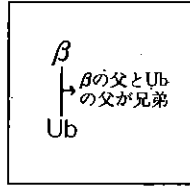
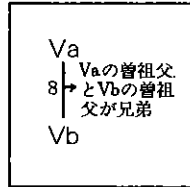
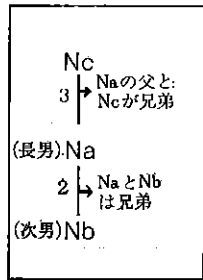
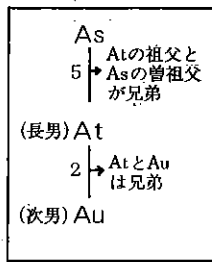
㊦ [IV] の集まり



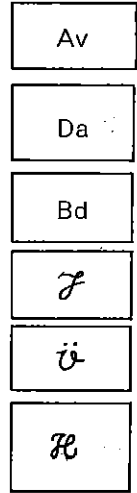
㊧ [V] の集まり



③〔Ⅶ〕の集まり



〔その他〕



ら、まとまった親族集団を形づくっている。UaとHeは、親戚関係にある。

- (ロ) KbはKcを分家し、*と姻族関係に、Cf・Cg・Kbは親戚関係にある。
- (リ) Ch・Ob・Ocは、Chの系統を中心にOb・Ocが分家されている。
- (ル) FbとFcは姻族関係に、FbとEdとは血族関係にある。
- (レ) Ed・Ee・Efは血族関係に、BeとEdは姻族関係にある。
- (ロ) Ia~Ieは、Icの系統を中心に分家、(イ)と同様に、かなりまとまった親族集団である。
- (ト) GbとLcは、姻族関係にある。

以上、7つの小集団は、Ak・Am・Ci・Ka・Oa・Zの各親族系統によって、つなぎあわせられている。すなわち、Oaは、姻族関係によって(イ)と(ロ)をつなぎつつ、Zとも同じ関係を持っている。さらに、Zは、Kaとも血族関係にある。また、Ka系統は、FdやCiと姻族関係

にあつて(イ)と(ロ)をつなぎ、Akは、Kaと姻族関係をもちつつ、Beと三世代前に血族関係もっている。一方、Akは、Amと本・分家関係にあるので、(イ)と(ロ)を親族関係でつないでいる。AmがGcと親戚関係にあるから、(イ)と(ロ)は一つの関係にまとめることができる。この集まりは、おおよそ20の親族系統²⁶⁾に分けることができる。

〔Ⅶ〕の集まり(図6③)

上の〔Ⅵ〕の集まりと同じようにして、4つの小集団に分けられる。

- (イ) Gd・Ge・Gfは、Geの系統を中心に分家し、Anと姻族関係にある。Anとみは、姻族関係にある。
- (ロ) Apは、Aoから分家され、Aoと姻族関係でもある。
- (リ) Ar・Am, Fe・Ff, Sa・Sbは、それぞれ

26) Ua, He, Hc, Oa, Cf, Cg, Kb, *, Be, Ed, Z, Am, Ic, Lc, Gb, Ka, Ci, Ch, Fb, Fcの系統。

れ血族関係にある。

(4) Bgの系統が中心に、Bf・Biと親族関係をもちながら、Bhを分家し、Lbと姻族関係を形成している。

以上、4つの小集団は、YとGd・Bf・Bi・Saの系統によって結びつけられている。すなわち、Yは、(イ)と(ロ)の間、さらにFeとの間にも姻族関係をもつから(イ)ともつながりをもつことになる。SaとBi、GdとBfは、(イ)・(ロ)・(ハ)を姻族関係でつないでいる。ここでは、12の親族系統²⁷⁾に分けることができる。

〔Ⅷ〕の集まり(図6④)

A姓は、Atの系統を中心に、N姓では、Naを中心に、独立した親族集団を形成している。Pa・Pb、Va・Vb、β・Ubは、それぞれ単独の親族集団であり、前の二つは三世代前に、後の一つは当世代に、それぞれ分家している。

③ 親族関係の形成状況

これまでみてきたように、各親族関係の集まりを系統的にたどってみると、現在、117戸ある輪中の家族も、約65の親族系統に分けることができる。これは、輪中における家族が村落形成過程で、分家活動や姻族関係によって、一定の時期まで、戸数を増加させたことを示している。

それでは、家族生活の基礎となる婚姻や家族を支えるものとして利用された養子縁組、戸数を拡大させた本分家関係が、どのような内容をもつものであったのかをみることにする。

婚姻関係 輪中に生活する男女の婚姻態様は、輪中内の男女が婚姻する場合と、輪中外に配偶者を求める場合とがある。前者については、輪中という人的交流の少ない地理的条件下で、配偶対象が輪中内に求められたケースである。しかし、輪中外の男性を配偶者を選び、輪中内で家族生活を営むケースも存在している。すなわち、図6⑥Ⅵの集まり*や図6Ⅶの集まりのα₁がその典型的な例である。

それでは、後者については、どんな傾向がみられたか。ここでは、配偶者の親族関係を含め

た縁故関係から求める方法が、一般に行われたといわれている。すなわち、輪中内の男性が、輪中外の女性と婚姻した場合、別の男性の配偶者探しは、その女性の親族関係を手がかりに行われる。具体的には、図6⑤〔Ⅲ〕の集まりのEaとCe、図6⑥〔Ⅴ〕の集まりのJdとJe、図6⑦〔Ⅵ〕の集まりのZとOaの一世代前やFbとFcの配偶者が、姉妹関係にあることで理解しうる。

こうして広げられる適婚圏は、おのずから一定の方向性をもってくるのである。このことについて、十六町の老人達は、「昔から、南や西の方面の村とは縁があったが、北の方の村とは、あんまり縁がなかった」と語ってくれる。最近のように、通婚圏が拡大された状況の中でも、なお、この傾向が残っていると聞いている。

養子縁組 養子制度は、古来、家が血縁のある男子によって承継されるもの（家のための養子）、あるいは、子のない親の子を持ちたい、親の労働力に協力させる、老後には子に面倒をみてもらうなど、親の慰藉や利益のため（親のための養子）として利用されて来た。それが、十六輪中住民の間では、どのように利用されてきたのであろうか。

図6⑥～⑧にも示すように、現在、13の養子縁組がみられる。

そのうち、輪中内家族間で行われている養子は、図6⑤のEc・図6⑥のEfおよび図6⑦のLaの一世代前の3組である。他にも、図6⑧のWa系統のAh・Gaに対する二世代前、図6⑨のBe・Akの三世代前、Ka・Zの二世代前などを調べると、それらしき様子がうかがえる。

また、輪中外からの養子縁組には、婚姻して他村に転出した女性の子供を養子として迎える場合(図6⑨のAi)と輪中外から来た配偶者の親族関係から迎える場合(図6⑩のAk)とがある。ここでも、その対象は、婚姻関係と同じように、縁故関係をたどって捜される場合が多い。

十六輪中民の利用した養子制度は、輪中堤を守ることも含めた家の労働力として、働き手確

27) An, α₁, Ge, Y, Ao, Ar, Fe, Sa, Bi, Bh, Bg, Lbの系統。

保のためのものであったと考えられる。

本分家関係

十六輪中民は、本家・分家とはいわず、「ホンヤ」「シンヤ」（新家）と呼んでいる。

この関係は、元来、両者が結合することによって、有力な利害共同集団を形成し、本家がこれを結びつけ、強くまとめる作用をもっている。図 6⑤の Ah、図 6⑥の Hc・Ic・Ch を本家とする分家集団は、輪中内における生活や洪水との闘いに強固な団結力をもちえたといえよう。

ところで、本分家関係は、本家の継承者が長男であるのが社会的に一般とされたのに対して、十六輪中では、必ずしもそのようにはなっていない。すなわち、図 6⑤の Ad・Ae および図 6⑥の Ha・Hb の一世代前の関係や図 6⑥の Jb・Jd の関係は、いずれも長男が分家している例である。ここでは、長男にかぎらず、かなり自由に分家者を選択していたようである。

いずれにしても、十六輪中における分家活動は、輪中生活を維持し継続するための人的確保をも含め、輪中内の可容人口を配慮しつつ、行われて来たのであろう。

こうして、十六輪中民の親族関係をみてくると、婚姻関係・養子縁組の態様、それに伴う居住形態、どの側面をとっても地縁の要素が強固であることがわかる。

輪中集落の特異性の一つとして、地縁結合体であるといわれ理由は、ここにも見出すことができるのである。

4. 十六輪中住民の気風

—ある古老のひとりごと—

人が一定の地域に集まり生活をはじめると、そこには、自ら、人間社会として共通の慣行や風習が生れ、その土地特有の気風が育っていくものである。

それでは、十六輪中民は、どのような気風をもっていたのであろうか。ここに、ある古老の話がある。その話の一部を引用し、気風の一端を伺い知る資料としよう。

昔から、十六の住民は、勤勉で、お互いに競争心が旺盛だった。よその土地からやってくるものにとっては、驚くことが多かった。

それは、村の者が、若い者から老人にいたるまで、強欲とも思われるほどに、よく働くことである。

そのことで話せば、田仕事について、こんな話が残っている。

いつの頃だったか覚えていないが、田植の時期になると、午前1時頃から田仕事を始めるという習慣ができていた。女性には、田仕事の他に朝桑・夜桑といって蚕の世話があり、朝は午前4時頃から起き、夜は午後10時過ぎまで働くのが常だった。だから、女性にとって田植の時期は一段と過酷な労働を強いられることになる。しかし、互いに競争心の旺盛な者ばかりである。誰も、苦しいと訴える者はいなかった。それでも、いつからともなく、このような風習が我慢し切れなくなり、「これでは、あんまりにもひどいことねえか。」とか、「寝る時間が短かすぎるんでねえか。」と言いはじめるようになった。

そこで皆が話し合い、「田仕事は、今後一切、午前4時から、お寺の鐘を合図にはじめよう。」と決めた。

それでも結局、村人は、午前4時が待ち切れず、午前3時頃から一カ所に集まり、お互いを牽制しあうかのように、鐘が鳴るのを待っていた。鐘が鳴るや一勢に田へ飛び出して行く姿が見られた。

また、競争心が旺盛だという点では、こんな話もある。

稲刈りの時期には、どこの村も、実りの具合をみながら、お互いに、刈取る頃合いを調整しあうのが普通である。ところが、ある時、稲にまだ青みが残っているにもかかわらず、ある人が刈取りをはじめてしまった。それを知った隣人は、敗けてはならじとこれに続いた。結局、この年は、少々稲が青くても、十六の田んぼの稲は、全部刈取られてしまった。こんなことは、度々おこっていた。

ところで、些細なことを言うようであるが、

「味噌汁の味」一つとっても、工夫するということがなかった。味噌の分量から具の分量、種類まで、全く変ることがなかったし、変えようとしなかった。これも伝統だと理解すれば、納得できるかも知れない。しかし、何十年・何百年と全く改良されることがない。見方を変えれば、「味噌汁の味」一つ変えられない村なのである。

こうした、この地特有の気風をもった所で、他の村から来た者が生活するのは容易なことではない。とくに、女性にとっては、なかなか慣れるまでが大変だった。

十六村は、昔から、周囲の村々に比べて、米の収穫高が良かった。したがって、米作に対する自信は、人一倍あった。昔、多くの洪水の歴史の過程では、稗や粟で過ごさねばならないこともあっただろう。しかし、この肥沃な土地は、洪水のない年は常に豊作なのである。

そこで、みんなは、「働けば豊かになる」とそう思い込み、農業することで、人生を考えていたようである。陸の孤島と化した状況で、孤立感一つ抱くことなく生きつづけて来た仲間達の本根は、ここにあったのかもしれない。

また、仕事第一主義の精神は、他村つまり、輪中堤外からの政治的・社会的影響を受けることがなかった。したがって、文化的風土も育たず、政治的・社会的積極性にもかけている。

このことは、現在でもいえることである。地理的環境の整備を呼んではいても、道路一本通すことすら容易ではない。

昔、岡崎勝吉²⁸⁾という人がいた。彼の努力によって、やっと、国道21号線と連結できる県道養老・赤坂線が、十六に開通した。村人は、「岡崎街道」といって永く親しんだ。

その後、そういった人物は、十六には、現れ

ない。大垣農業高校誘致の際も、余り関心を示さず、文化的環境より仕事優先の考え方が、「高校は、いらん。」という判断をした。

大垣市の行政が、十六輪中を越えて入ってくれない。それを知りながら、自らで政治的・行政的解決に乗り出そうという気風が醸成されてこない。

十六の若者は、われわれ老人とは違い、輪中の外で学び、働いている。彼等は様々な職種に就いているし、昔より数倍の知識力・判断力を備えている。だから、若い人は、他の町の人とも積極的に交流し、「参考になることは、大いに取り入れよう」という気持になってほしい。ところが、若い人と話すと、「大垣の若い者と比べると、のんびりし過ぎとる。」「豊かといえばええが、気迫に欠けとる。」とあって、自分達自身で歎いている。彼等はまるで、「十六が、日溜りだ」みたいなことをいっている。十六の気風のうち、堤外のことは無関心で消極的、そんな悪い面だけは残してほしくない。

5. 要 約

—むすびにかえて—

以上、十六輪中住民の社会生活を、洪水と人との闘い及びその生活という側面から、その人間関係や組織、そこで醸成される気風について調査し、検討を加えてきた。

ここでは、十六輪中住民の輪中意識に焦点をしばって、要約しておきたい。

(1) 十六輪中住民の先祖は、開拓農民である。彼等は、他の土地で、田畝に不足し、わずかばかりの肥沃な土地を求めて移住し、新田を開拓したのである。そこには、あくなき洪水との闘いの中で、最後まで、この地を捨てず、生きのこった彼等の歴史がある。

彼等は、「つく（捏）ねる」ということばを好んで使う。すなわち、それは、「手でこねて作る」意味である。畦も、堤防も、彼等が、洪水から耕地を守るため、彼等の手で、少しずつ土をこね積み上げたものなのである。彼等が、洪水から守り、確保した農耕地は、彼等の領分な

28) 『不破郡史』下巻、68～69ページ、岡崎勝吉、明治44年9月30日～大正6年29日、安八郡第5期、第6期前半の郡会議員を務める。

行政的手腕があり、他の村々に対してもかなりの影響力をもっていた。洪水にあっても、自らが破堤の判断を下し、隣村と争い、独特の弁論と実行力で、難問をのりこえたという。十六が誇る唯一の地元政治家だった。

のである。したがって彼等は互いの守備範囲を窺いながら、自分の領分の拡大をはかる。勤勉で競争心の旺盛な気分は、ここに育つのである。

(2) やがて、自然的条件²⁹⁾や人為的条件³⁰⁾によって氾濫限界が拡大し、被害が増大する。そこで彼等は、共同の経済的利害のために、協同して堤防を握ねはじめる。この過程でも彼等は、低湿地帯の性質を、慎重に判断し、住居地と農耕地を区分し、洪水の被害から防備できる限界点にまで、堤防を前進させる。

つまり、協同して、洪水と闘う姿勢が生まれ、輪中を守る共同体意識が芽生える。そこには、消極的姿勢を許さない、という牽制心が宿る。

(3) ところが、相川・大谷川に囲まれた遊水池という地理的条件は、十六輪中住民の努力にもかかわらず、洪水を一層増大させた。

そこで、彼等は、江戸幕府に、両河川の築堤や逆水留め願を何度も出すが、利害相反する周辺村々より反対にあう。さらに、幕府の調停案すらも反古にされる事態を招き、ついに、彼等は、大谷川沿岸に重ね田畑を築くとして許可された、「丁場割」を利用し、周辺輪中の反対を押し切って、一夜にして、高さ5尺・長さ200間の堤防を築くのである³¹⁾。こうした状況の中

から、「十六輪中の丁場割体制」が誕生するのである。

以後、彼等は、それまでの他輪中への消極姿勢から、十六輪中を守り、輪中堤をより強固にするための積極姿勢へと転換していく³²⁾。

この全員総出の丁場割体制こそ、十六輪中住民の輪中意識の象徴であり、輪中生活の基本ルールの発現体ともなるのである。

(4) 上記(2)(3)の情勢は、住民の家族生活内部や住民相互の関係にも、影響を及ぼすことになる。彼等は、互いに、輪中の生産力を確保するため、適正規模を意識するかのような家族・親族現象をみせるのである。

すなわち、家族構成員数は、ほとんど一定し、大家族主義はとらない。婚姻も、輪中堤外から男子配偶者を迎え入れたり、男子補充のための養子が行われるなど、分家状況も含めた紐帯・調整の両機能を適度に作用させているようである。また、通婚圏や養子対象範囲に至っては、地縁的要素が加味され、一定方向性をもって拡大している。ここにも、輪中意識の一部を窺い知ることができよう。

以上の要約から、十六輪中住民の輪中意識の輪郭が把握できたようであるが、なお、疑問が残る。

それは、十六輪中の老人達が話してくれる次の説明にある。

「……そりゃあ、水のこと、隣り村と争うこともありました。水がつかたり、引いてしまうと、それで納まって、『近いとこのことや』ゆうて、よう助けに来てくれました。」

「水が引くのをまっとる間に、周辺の村々なんかから、おにぎり持って舟で来てくれました。」「水見舞いといって、みんなよう来てくれましたわ。」

いずれにしても、輪中意識とは、洪水という自然現象や他の輪中との対立抗争の中から醸成されたものであろう。

しかし、十六輪中の老人達がお話になる周辺村との交流は、何と理解したらよいのだろうか。

29) 中沢弁次郎・秋山桓士他『輪中聚落地誌』、5～8ページ、木曾・長良・揖斐三大川によって盛んに造野堆積の作用が行われ、地盤の隆起運動もこれに伴って…三大川受水区域の大小、河川の傾斜度、地質の差異によって揖斐川の川床が最も低く、揖斐川の水位は益々高められ逆流現象が起った。それに関連して、揖斐川の上流河川である牧田川が、相川、大谷川に逆流現象を起した。

30) 渡辺佐太郎著『改訂我等の美濃史』284～286ページ、西濃は、実に水害の本場で……1586(天正14)年から1753(宝暦3)年まで167年間に約92回の大洪水に見舞われている。かかる大被害も江戸時代以前には、美濃尾張大差はなかった。然るに家康が……木曾川の左岸犬山より弥富に至る約12里の間に堅牢無比の大堤防(御園堤)を築造し、対岸の美濃には修築を許さない不公平な処置をとったため、被害は美濃に限られる事となった。今一つの原因は、幕政の弛むにつれて藩政も乱れて山林の濫伐が行われた結果、一時に出水氾濫する事と成り、被害は年々甚しくなった。

31) 岐阜経済大学地域経済研究会『地域経済』第2集、馬淵長修・安田守「十六輪中の成立と現況」57ページ。

32) 同上、57～65ページ。

十六輪中の社会生活（小倉）

資 料

十六輪中のくらし——古老達の座談から——

この資料は、十六町自治会長和田実さんのお世話になり、年齢が80歳前後で、十六輪中に生れ育った人達にお集りいただき、「十六の昔ばなし」をお願いしたものをまとめたものである。

座談会出席者（敬称略）

富永きぬゑ（明治28年4月15日生・87歳）

高木 茂作（明治33年11月13日生・82歳）

清水 けい（明治34年7月25日生・81歳）

川瀬 さめ（明治35年8月7日生・80歳）

蒔田 なつ（明治35年8月20日生・80歳）

佐藤 三郎（明治36年5月2日生・78歳）

高嶋 茂雄（明治36年8月2日生・79歳）

吉川 コト（明治37年5月2日生・78歳）

和田 よう（明治41年10月8日生・74歳）

和田 実（明治43年10月20日生・72歳）

昔の十六村

1. 村の名前の由来

昔、家が十六軒しかなかったで十六ヶという話もあるが、あんまりそれは聞きません。十六軒位やない、もうちょっと沢山集まっとったと思います。

昔、この村に「十六羅漢」さんがあったので、そこからとって十六と名をつけたんやと聞いてとります。石に十六体の羅漢さんが刻んであって、長いこと慶円寺さんにありましたが、預り物やったということを聞いたので、持主やという人が現れて大阪の方へ持って行かれてしまいました。後で、このもんやということがわかって取り戻しに行きましたが、分らずじまいで帰ってきました。惜しいことをしました。十六羅漢というのは、北条時頼がこの地に立寄り、何かのお礼に刻んだものだといわれています。それがあってのことか、十六には現在でも「羅漢橋」というのが立派に掛つとりますね。（十六町の入口、公民館の手前に実在する。）

2. 十六村をつくった人々

関ヶ原・垂井・府中・宮代・室原あたりから開拓に来たと思われる人が多い。なんでも、関ヶ原合戦で敗けた人が、ここは米がよう取れるというんで来られたとも聞きますが。昔から、そう小さい村ではないと思います。関ヶ原・ホウネン寺門徒が大野に4軒十六に7軒あるし、北尾・吉田の2軒は室原やし、宮代の門徒も多いし。

3. 弘法さんの井戸の話

昔、弘法さんがござって、十六は飲む水に「なあぎ」しとる。こんな土地の低いとこで、水が出んと

は気の毒やとって杖をつついて水を出してもらえたということや。今はもう全然使わんけれども、昔は沢山出とりました。井戸を作って、木の桶で汲んで飲みました。その水でお彼岸ダンゴも作りしました。私らが子供の頃、そこへ集められて、皆んな仲よくなれよ、とって飲んだものです。弘法さんの足跡やという石もあります。

4. 村の様子と村人の生活——男性の生活・女性の生活——

十六は堤防に囲まれて橋板1つしかなかったし、他に何にもなかったから外に出ることはありません。ほとんど輪中のなかばっかの生活やった。私んたの子供時分は、嫁さんは舟でござったもんです。祖父江（現在の養老町）から来た嫁さんも、神戸（現在の神戸町）から来た嫁さんも舟で来たなあ。

大谷川・相川と流れてって下の方で合流しとります。ここらへんは、その上になるわけやで、ちょうど大野の神さんのある辺で舟がよう着きました。杉山さんどこの辺かなあ。そこが賭場になつとりました。よう、みんなバクチャやつとりました。賑やかなもんでした。そうそう、大野は伊勢迎いをあそこでやったという話を聞くなあ。相川伝って下へ落ちてつとるんで、伊勢へお参りに行くときはあそこで乗ったんやでなあ。戻ってくるときも、あそこまでは舟が上ってきたんで、そこで迎ったといひます。

蘆場があって養老橋へも舟でよう通いました。まだ最近まで舟が来とりました。昔の殿さんとこへ持ってく米も、みんな舟で運んだんやそうな。

村の人の生活は平凡なもんでした。今にして思うと、昔はよう蚕を飼うとりました。外畑で桑がとれましてね。この辺では、十六が一番沢山蚕を飼つとったんやと思います。5月には「春こ」が出ます。6月には百姓して、繭を渡すのが6月の7・8日です。それからまた百姓にかかる。ほんとにテンクルマイでした。8月の1日時分になると「秋こ」ができる。1カ月ほどで、それを出しますと、9月1日時分から「晩秋」というやつがあって、それは10月の祭前に片付けました。12月10日頃までは、稲扱きしたもんです。女というものは、ほんとうに苦勞の絶間がなかったんですの。

秋の百姓をしましますと、チョンコラチョンコラと機織りをしました。木綿で、男の股引きやら、ぞう股引・半股引きを織って縫いました。7反やそこらは自分1人で織りました。今は安気に暮らさしてもらつとりますが、年中大変な忙しきでした。

5. 子供達の生活

子供の集まりも何にもなかったとこです。あんまり子供同士で遊ぶこともございませなんだ。だいいち、みんな集って話しなんかしとる暇あらへなんだ。学校から帰って来るのが遅いといってよく叱られたもんです。子供はどうか働けるという年頃になると、田んぼへ行くか、蚕の世話するか、桑抜くか。そんで一日がいっぱいやった。学校の先生が「夜さり勉強してこいよ」といわしても、ちょっともできなんだ。

学校へ行っても眠たて眠たてしようがなかった。眠とりやあ叱られるし。家でも学校でも叱られっぱなしやった。つらかったなあ。

6. 家畜について

さかりのときは、18〜20頭位の馬がおりましたなあ。そのうちに馬から牛になり30頭近く飼った頃がありました。十六は昔から家畜の少なかったとこや。にわとり位は飼ったが、水がつくんで家畜を置いとくとこがなかったからやろ。

馬がおらんので、ようよその村から馬を引いて来たもんや。

馬や牛飼ったとこは、水がつくと表佐や綾戸・綾野へよう預けに行きました。水がつきはじめると馬の腹に水が当ってタブンタブンいっていった。それをひっぱって連れて行きました。

7. 十六の踊り

十六には、昔から有名な「朝鮮踊り²⁾」があります。昔からのもんやで残いとくとええと思ふんやけどなあ。十六の神さんは、踊りが嫌いやで踊をやると怒らして水がつくぞって言ったこともあるが、あれはよかったなあ。

朝鮮の行列は、この辺だけでなあ。前の日は殿さんの行列³⁾で、後の日は朝鮮踊りやった。表佐や長松、大垣辺からも見に来たぞ。いつやったかなあ。NHKに招待されて出たことあったなあ。そうそうあのときは7人行きました。

長笛はシンパチさんとおマサさんがやったりしましたなあ。今ではもう絶えてまったりしますなあ。長持ち、旅籠やらあらへんで、道具を借り集めんならん。集めるのが大変やった。表佐や府中・綾野あたりからも借りました。そんでも昔は、借りに行く家が、ちゃんと書いたたてでようわかったげ、今はどこにあるんやらわからへんで困るなあ。

この踊りは、十六も表佐も宮代もみんな同じやった。みんな松阪踊りやった。お寺の庭で二重にも三重にもなって踊った。はじめのうちは、十六の者が

踊るが、よその村からも踊りに来るので、昼からはほとんど踊らしたった。

十六の「バクチ踊り」というのもあったなあ。勇ましいかっこうをして、にらみあってやっとなあ。ここは尾州やで尾州やでといつてよその村には威張って何でもやったもんや。

8. 米の収穫

差越の辺は、とくによく米がとれたなあ。石5斗やったでなあ。普通は3俵で石2斗が多かったもんなあ。3斗違いと大きいでなあ。そんだけ十六は米がようとれたということやなあ。

地主の米ばっかたって……とようブツブツいっていったけどなあ。

9. 地主さんの家の普請

西の坂井さん（現在の坂井映之さん宅）の家を建てるときは大変やった。どうにか運べるだけの大きさの材木は垂井の駅から担いで吊りこんだ。役往やら大きな材木は相川を流して運んだ。相川の橋とこで待ってひっかけて上げました。あそこの材木は、みんな滋賀県の山から切り出したもんで、ほとんど樺が使われとります。坂井さんどこは、東の坂井さん西の坂井さんとあつて泰三さんという人がおられ、それから別れたように聞いとります。表佐や栗原・長松に田んぼを沢山もつておられ1200俵ぐらいは納まったりしましたな。

10. 洪水とのたたかい

① 大正2年10月4日の堤防切れ⁴⁾

このときは大変やった。祭がありまして祭の前晩から雨が降った。光照寺さんの庭で芝居をしりましたときに水が入って来ました。役者のカツラもなんにもみんな流されてしまいました。あの水は大きかったなあ。まるで堤防から袋に水を入れたように十六の中へ水がたまってしまいました。

そのとき岡崎安さん（地主）が、舟に乗ってって、松の木で切って流し出しました。十六に堤防切られると困るもんで、「切ったらあかんぞ」といって、中曽根あたりの村人が喧しういって止めに来ました。「切るな、いや切る。」といつて争つとるうちに、岡崎安さんが、文句いつてきた奴を自分とこの庭へ連れてって座らしといつて「俺は切つとるんやない。敵をつくつとるや。」いって切った。

あとで「岡崎は堤防を切った。」といわれて、東京の大審院へ呼ばれ大裁判をやった。安さんの息子が弁護士しとったし、元気な人やったんで、

みんなピリピリしとったそう。県でも、安さんには勝てなんだという。結局この裁判でも、安さんは「切ったんやない。俺はツクネタ（手でこねて作ること）んや。」と言い張ったということやった。

相川が増水して堤防が水でかぶり十六に入って来るんで、ほっといたら十六は袋の水になってまう。しょうがなく切って外へ出すんやが、まわりの村は怒るんや。

② 「松之木」切れ⁹⁾

岡崎安さんとこの田んぼが河原になってしもうて。私人とこは2町1反ばか田んぼやとりましたが、その年は小麦の出来も悪うて、全部にわたりのエサにしていまいました。小麦のほか「と豆」（そら豆のこと）もとれましたが、「と豆」はみんな腹がわれまして、食べてみると落花生のようで、あんまり旨なかつた。水がついて米の出来が悪いときは、その分「げんげ（れんげ草のこと）」種を作りました⁹⁾。

水は5日間位しかついたりませんでした。水がついたりするときは、お寺へ舟に乗って行きまして、お互いの家の人数分だけ「おにぎり」をもらって来ました。舟のない人の分ももらって来てあげました。

昔は、今よりもずっと堤防が低かつたので、ちょっと雨が降ってもすぐ水がつかました。このときは、他の村は全然水がつかみませんで、十六だけが水がつかましたんや。

③ 昭和28年の堤防切れ⁹⁾

このときは、高木さんが、切ってみても仕方ないで、といってそのまま放つてきましたので、水が堤防を越えて入ってきました。何十年振りかの水でした。

目の前で堤防が切れて、それこそ袋の中へ水を入れたように十六中が水びたしになりました。水のつかんとこは、お寺と地場の高い家だけで一割位やったです。高木さん（当時の区長）とこの田んぼは、2町ほど河原になってしまいました。その土砂で、土地改良をして、トラックで運んで道路を作りました。高木さんが、政府に掛け合つて金を借りてもらいました⁹⁾。

④ 堤防の守り

表佐が水を切らかすと畳を当てて守った。岡崎勝⁹⁾さんの指揮で各自の家の畳を出しあつて、大人も子供も畳を運びました。（畳は、まずお寺から出しまして、集会場それで足らんときに各自出

しました。そのときは6畳ずつ出し、あとで村から畳代として65銭もらいました。）お宮さんの竹を切つて、割り、曲げて竹網を作つて支えました。堤防の外側へ杭を打つて、土俵を埋めて囲う仕事は増水の最中に腰に縄つけて水の中へ飛び込むんです。

十六独特のやり方やで、他の村から手伝いに来ても、何も出来やしませんでした。堤防は水ふいとるし、外では渦巻いて流れとるし、怖かつたなあ。映画みとるみたいやつた。

十六に水が入らんようにすると、島村の方ばつかに水が来るゆうて、島の住職さんがものすごく怒らしたという話しや。

それでも堤防が切れたときは、あとで馬舟をつかつて地場を直しました。4人か5人で6台ずつ毎日運んで春のうちに固めました。

⑤ 水防体制

堤防が切れるときや、危いというときは男は総出でした。若いもんも年寄りもない。どうぞこうぞ働ける者は、みんな駆り出されました。駆り出されんといつたら、ほんとに小さい子供（幼児）だけぐらいや。みんな無我夢中で飛び出したもんや。

女は炊き出しで全部出ました。年行司といまして、各常会6つございまして、常会ごとに2軒ずつ当番がありました。総出のときはお茶をわかしたり「おむすび」作つたりして男の人のところへ持っていきました。

⑥ 湛水したときの各家々の様子

水がつくとほとんどの家が、床の上に大人が立って胸までぐらいつかりました。そんなときは、高塚から舟が入りし、親戚からは舟で水見舞に来てくれました。水が上がってくるたびに棚を積んで家具を上げ、段々に積み上げて守りました。仏壇なんかも何回も上げ下ろしやりました。お金のある家は、自分で池を掘つて地場を作り水屋を立てましたが、ほとんどの家は、お寺へ避難しました。十六はもともと地場の低いところやから、皆んな2階を持つとりました。避難所はお寺か2階と決まつた。

子供は2階へ上げるか、山の方の親戚に預けました。2階や小屋の屋根で水が引くのを待てる間に、長松や荒崎や綾戸なんかから、おにぎり持つて舟で来てくれました。水のことや、隣村と争うこともありましたが、水がついたり、引いてしまつとそれで納まつて「近いとこのことや」ゆう

てよう助けに来てくれました。

水がついとるのは、そんなに長いことではありません。3日位ですぐ引いてしまいます。水が引きはじめると、女の仕事を始まります。流れる水で床板や建具を洗うんです。早いとこ洗わんと引いてってしまうので、こぜわしかったです。みんな女の仕事でしたなあ。

⑦ 丁場割りについて

堤防守るとこは、大昔から決ったみたいやなあ。今でも決つとるし、これはなかなか変えられんもんなあ。海戸なんかあんな離れた東の方で、どういふこっちゃといったもんやがなあ。あは、海戸は自作農が多かったでや。家の地場も高いし、堤防が低いこともあって、東のえらいとこを持たなあかん。そういうことを考えて場割りしたんやろなあ。家も水がつく心配は少ないし、ということで離れたとこでもええ、いうことになったんやと思う。丁場はちゃんと決めとかんところからでもあかんと思う。やっぱり力の入りようが違うでなあ。

(おわりに)

出席者の皆さん方には、これ以外にもっと多く面白いお話を伺うことが出来ましたが、紙数の都合上、概要になってしまいました。ここにご協力

頂きましたことに対し再度お礼申し上げます。有難うございました。

- 1) 『濃州徇行記』、606ページ「十六井俗に弘法ノ御手洗と云、早年には却て水よく湧き田所へも水を掛け旱損を免ると也」。
- 2) 所報『地域経済』第5号、「大垣市十六町年表」(北山悌索)では、朝鮮使節の行列とある。
- 3) 同上「年表」では、紀伊侯参勤交代の行列、紀州中納言の行列とある。
- 4) 1913(大正2)年10月4日、豪雨、十六村西で相川堤防決潰、輪中堤防も字牛飼、神明神社北、字宮の腰地内の3カ所で決潰入水(所報『地域経済』第5号、「大垣市十六町年表」北山悌索)。
- 5) 1920(大正9)年6月17日、豪雨、相川・大谷川はらんし、輪中堤防字松之木地内で決潰入水。(所報『地域経済』第5号、「大垣市十六町年表」北山悌索)。
- 6) 当時、れんげ草は、緑肥用として各地での需要が高かったという。
- 7) 1953(昭和28)年9月25日、暴風雨(13号台風)夜8時ごろ字牛飼地内堤防決潰入水、5~6戸を除き床上浸水(所報『地域経済』第5号、「大垣市十六町年表」北山悌索)。
- 8) 1953(昭和28)年12月堤内横道西地区で土地改良を施工(所報『地域経済』第5号同)。
- 9) 岡崎勝吉 安八郡第5期・6期前半郡会議員(明治44年9月30日~大正6年9月29日)(『不破郡史』下巻69ページ)。